この資料は審議に使用する目的で作成したものであり、審議の結論を反映したものではありません

報告事項（1）

平成 16 年 8 月 20 日

四半期財務情報に関するヒアリングの状況（中間報告）

	内　　容	備　　考
1. ASBJ の基本的なスタンス	[四半期開示] 本テーマについては、国内外での取組み状況等に関する情報収集及びその内容分析や、四半期財務情報の作成･開示にあたって考慮すべき点等の市場関係者からのヒアリングなどを実施している。 今後は、金融審議会における四半期開示制度の検討の状況や上場会社における四半期財務情報の開示状況を踏まえつつ、速やかに専門委員会を立ち上げることができるように準備を進めていく予定である。	「企業会計基準委員会の中期的な運営方針について」（平成 16 年 7 月 15 日） 3 月 19 日の当委員会で本プロジェクトの検討状況を中間報告
2. 上場会社の四半期財務情報（B/S，P/L添付）の開示状況	[東証市場第一部･第二部上場 3 月 31 日決算会社の状況] 平成 16 年 3 月期第 1 四半期　644 / 1,691 社（38.1%） 平成 16 年 3 月期第 3 四半期　733 / 1,688 社（43.4%） 平成 17 年 3 月期第 1 四半期　1,336 / 1,565 社（85.4%）（8 月 13 日現在）	上場会社は、証券取引所規則により、平成 19 年 4 月から始まる第 1 四半期から開示が求められる。平成 17 年 3 月期の対象会社数は 1, 717 社である。
3. 市場関係者へのヒアリング状況	[実施時期]　平成 16 年 3 月下旬～平成 16 年 7 月中旬 [実施方法]　経理部門･証券アナリスト等への個別訪問：1 社 1 時間程度 [ヒアリング項目]　四半期財務情報の作成･開示にあたっての留意点･検討点、利用方法、四半期財務情報作成基準の必要性等 [現在までの訪問先]　上場会社 15 社（注） （注）平成16年3月期での四半期開示状況：B/S，P/L，C/Fまで開示 2 社、B/S，P/L開示 6 社、P/Lのみ開示 1 社、未開示 6 社 証券アナリスト･ファンドマネージャー11 人、 監査法人 4 法人、証券取引所 1 社	上場会社の業種は、建設、パルプ･紙、化学、鉄鋼、非鉄金属、電気機器、機械、自動車、商社、電力、情報通信、鉄道である。 証券アナリスト等の担当業種は、建設、医薬品、鉄鋼、電気機器、自動車、運輸、全般である。

この資料は審議に使用する目的で作成したものであり、審議の結論を反映したものではありません

四半期財務情報に関するヒアリング結果

報告事項（1）

項目	作成者	利用者	監査人
1． **四半期作成基準について（必要性）**	**■ 基準は必要** ① 必要な理由について ⅰ）財務諸表の有用性の観点 ・各社によってまちまちでは情報として有効でない。現状では、恣意性が入る余地がたくさんあり、都合のいいように開示を行なう会社も出てくるであろう。 ・現段階では比較可能性がどれだけあるのか疑問。重要性の大小は各社で幅があってもいいが、やり方が違うのはどうか。 ・中間財務諸表作成基準で作成するのは負担が大きいので、全部に強制しないという前提であった方が良い。 ⅱ）社内体制整備の観点 ・基準が定まらないと、連結システム改造に着手できない。 ・明確な会計基準があった方が、社内的にも指示が出しやすく、個々に悩まなくても済む。 ⅲ）監査・レビューの観点 ・基準がなくてもモラルにより適正に行なっていけるが、監査・レビューを受けるとなると話は別。東証の手引きでは監査・レビューに通用しない。 ② 基準作成にあたっての留意点 ・あまり選択肢を設けるべきではないが、あまり強く縛られてしまうのも困る。 ・実績主義から大きく外れない範囲で、できるだけ簡便法が認められ、比較可能性が担保できるようなものとすべき。 ・東証の手引きよりブレイクダウンをしてほしい。 ・アメリカの 10－Q（四半期）程度でいい。 ・ 基準作成にあたっては、業種別の配慮が必要である。 **■ 基準は不要** ・正規の手続きに近い形でやっているため、必要性は感じていない。	**■ 基準は必要** ① 必要な理由について ・何らかの明文化されたものがあったほうが、会社に指摘がしやすい（マーケットからのプレッシャーにもなる）。 ・新興企業及び継続性に問題のある会社については、財務情報の信頼性に注意を要することから、四半期財務情報の会計基準は厳格にしたほうが良いと考える。 ・本来基準があるべきで、これをきっかけに企業や業界の体質を変えていってもらいたい。9 月や 3 月の売上の集中や資金回収の慣行は是正されるべき。無用な情報が出てくるのではなく、有用な情報が出てくるようにしてほしい。 ・何らかの基準がないと比較ができないが、ただ国際基準に合わせようとするのではなく、納得ができる日本基準を作成して欲しい。 ② 基準作成にあたっての留意点 ・時間と金がかからないよう、最低限のルールを定め、それに業界､企業が自己裁量でプラスαをすればよい。 ・会計処理の詳細な項目にわたる基準は必要ではなく、企業間の比較可能性を確保する最低限求められるレベルで良い。 ・予測主義の場合は、よりきめの細かいものが必要である。ただしタイムリーな開示を優先すべき。 **■ 基準は不要、どちらでも良い** ・基準自体は必要ないと考える。継続性を維持してくれればよい。 ・会社により、工事進行基準の適用範囲、会計処理が異なるので比較もなかなか困難である現状から、作成基準で細かく縛っても縛らなくても結果が同じという感じがある。	**■ 基準は必要** ① 必要な理由について ・誠実にやっているとしても比較可能性が担保されているのか利用者サイドには分からない。こういうルールに基づいてやったというものがないと制度開示となると馴染まない。 ・基準がない状況での意見表明はできない。 ・現在は依るべきものがないため、ほとんどが会社の自主性に任せているのが現状である。中間財務諸表に近いものがあるべき姿としつつも、すべきであるという指導はしていない。 ② 基準作成にあたっての留意点 ・四半期財務情報の作成基準自体は必要であるが、中間財務諸表との関係を考える必要がある。 ・基準を作る際には、原則と例外を明示すべきで、また、会社の規模や業態で異なるので最低のベースを定める必要がある。

審議資料

この資料は審議に使用する目的で作成したものであり、審議の結論を反映したものではありません

四半期財務情報に関するヒアリング結果

報告事項（１）

項目	作成者	利用者	監査人
１－２． **四半期作成基準について（開発時期）**	・法制化されるのであれば早く基準を公表してほしい。 ・東証での開示義務１年前には公表されるのが望ましい。 ・金融審議会等の動向次第で、方針さえ決定されれば、長期間検討するものでもなく、すぐに対応してほしい。	・早期に確立されるべきだと考えている。できれば東証での経過期間の間に整備することが望ましい。	・東証での開示が義務化される１年前には何らかの基準が必要である。
２． **体制の整備／四半期財務情報の利用方法**	**■ 社内体制の整備** ① 通常の決算と同様な決算手続き ・会計方針、科目はグループで統一し、本決算と同レベルで行っている。（各社で税引後まで作成してもらい、連結パッケージで報告させる等） ② 簡便的な決算手続き ・子会社は大規模なシステム投資はしておらず、個々のシステムでデータを作ってもらっている。 ・全ての連結子会社が同様に行なうのは不可能であるため、重要性を鑑み損益に対する影響度が高い会社には、親会社と同じ処理に合わせるように指導している。 ・システムでの抜本改革は行なわず、現状の体制の中でデータを出してもらっている。 ・エクセルでの集計から、中間や年度末と同様、連結パッケージで詳細な集計の可能性を模索中である。 ③ 施行実施中（検討中） ・四半期財務諸表規則がない状況でシステム対応し、その後変更となると大変なので、現状でできることからやっていく。 ・東証規則の経過措置のある間は様子を見ている。 ・トライアルでの実施を行っている。	**■ 四半期財務情報の利用方法** ・平成 15 年度は開示開始直後ということもあり、分析も未消化の感じである。平成 16 年度からは開示が本格化し、アメリカ的な分析も開始されるであろう。 ① 年間の業績予想の進捗状況を把握 ・フロー情報として、通年の経過を見る情報、業績見通しの進捗度管理的に利用している。 ② 利益の転換点を把握 ・利益の変化点の動向を把握するために利用している。 ・四半期の実績評価よりも、翌四半期及び年間の業績予想のための情報としてのニーズが高い。 ③ 有用性が乏しい、その他 ・ゼネコンは工期が 1～2 年とリードタイムが長く、売上も受注に基づくものが大部分であるので、業績見通しが大きく変わりにくい。 ・同一セクターでも特性により、また事業の多角化により開示ニーズが異なる。 → 鉄鋼業：電炉 vs．高炉 建設業：ゼネコン vs．住宅、設備 **■ 開示時期** ・中間、年度より若干早く、40 日程度は妥当な線と考えられるが、満足しているわけではない。 ・20 日前後。セグメント等時間がかかるものは後で開示しても構わない。 ・いつ発表するかというより、まず比較可能性の担保が重要である。	**■ 体制の整備（会社側）** ・〔システム構築⇒月次の連結⇒決算の早期化⇒四半期開示〕というプロセスを前提にした場合、「月次＝単体」と位置づけている会社が 7,8 割を占めほとんどが途中のフローを飛ばして四半期に対応しようとしているため、なかなかスムーズにはいっていない。四半期開示を早期に実施している会社には、積極的にシステム投資を実施している会社もあるが、多くの会社は不十分である。また、子会社はコスト負担に耐え切れず簡易なパッケージソフトを用いている場合もある。 ・四半期＝月次の連結経営の強化として行なっているのであれば理解されやすいが、開示を目的としたものであれば、コスト見合いとなるため難しい。 **■ 体制の整備（監査法人側）** ・会計方針等を変更したいと相談を受けた場合、従来は中間決算までに方針を決めればよかったが、スケジュール的にタイトになった。四半期財務諸表への意見表明が必要となってくるのであれば、6 月中に監査計画を作成しないと間に合わなくなる。 **■ 開示時期** ・発表までのスケジュールについては、経営サイドと経理サイドでせめぎ合いはあるようだが、ある程度のところで落ち着いているようである。

審議資料

この資料は審議に使用する目的で作成したものであり、審議の結論を反映したものではありません

四半期財務情報に関するヒアリング結果

報告事項（1）

項目	作成者	利用者	監査人
3． **開示する財務情報の範囲（キャッシュフロー計算書）** ※東証規則では、連結ベースの B/S、P/L の主要項目の開示を求めている。	**■ 開示しない・していない理由について** ① ニーズの問題 ・基本的には、投資家がどこまで財務情報の開示を求めるかにもよる。 ・CF よりセグメント情報のニーズが高いのではないか。 ② 事務負担の問題 ・作成に負担がかかるため、速報性を考慮して実施していない。 ・早期化の一番のネックであり、開示は任意とすべき。 **■ 開示をすべき理由** ・IR をする立場からすると、CF まであったほうがいい。	**■ 必要である** ・B/S、P/L 以外で最優先は CF である。 ・全ての業界が足並みを揃えるのは難しいが、最終的には CF までであろう。 **■ 不要である** ・ファンドマネージャーであれば必要であろうが、進捗状況を見るのであれば問題ない。全体の動きしか把握できないので、あればうれしい程度。	・作成が面倒であるため微妙なところだが、必要であると考えている。 ・アナリストは本当に欲しい情報なのだろうか。 ・作成できる会社が任意で開示すれば良い。
4． **財務諸表の科目の要約**	**■ 要約はしない** ・括り方での重要性の判断が難しく、要約しないほうが事務的に負担がない。中間期末との整合性を考慮している。 **■ 要約をする** ・簡便処理をしているところは詳しく出したくない。 ・連結会社間の取引消去を行なう際にも手間がかからない。 **■ その他** ・特にこだわりはない。	・細かいブレイクダウンは不要であるが、半期だけ詳しくても第 1,3 四半期が同レベルでない場合、アナリストとしてメリットはない。 ・最低限必要な項目が揃っていればいい。 → 本業レベルの変化点を見るので営業利益より下は簡便にしてもよいが、特別損益の内訳は必須である。	・中間財務諸表程度に簡便的なものでよい。 ・年度と同様の開示は不要であるが、どこまで要約するのかは、海外を睨みながら検討を行なえば良い。
5． **セグメント情報**	**■ H15 年度の開示実績** 資産情報まで開示･･･1 社　利益情報まで開示･･･5 社 売上高のみ開示･･･1 社　開示なし･･･8 社 **■ セグメント情報を開示しなかった会社の方針・理由** ・全体だけでは業績の説明が適切にできないため、今後は営業利益までは開示していく予定である。 ・ニーズ、事務負担等の状況を踏まえながら検討する。	**■ セグメント情報の必要性** ・年度と同じような密度の情報があると、データとして蓄積する対象となる。 ・業績予測をするので必須である。	**■ セグメント情報の必要性** ・必要であるが、どこまで出すかが問題となる。 ・注記の一つとして制度化が必要か、他の注記をどうするのか企業の負担とバランスも考慮する必要がある。 ・四半期の場合は、B/S よりも、P/L、セグメントが重視されるようである。
（資産関連情報）	**■ 資産関連情報を開示しなかった会社の方針・理由** ① ニーズの問題 ・アナリストのニーズがあまりないように思われる。 ・半期で求められていないものを出す意味があるか。	・資産に対する効率（ROA 等）に関しても分析の対象としているため必要である。 ・四半期段階で確認しなければならないものではない。	・資産関連情報まで求めるのは、実務が耐えられないであろう。

審議資料

この資料は審議に使用する目的で作成したものであり、審議の結論を反映したものではありません

項目	作成者	利用者	監査人
	②　事務負担の問題 ・事業部別に分解するのに時間がかかるため大変である。 ・早期開示の観点から考えても行なわない方がいい。全体の開示が遅れてしまう。		
６． 実績主義と予測主義	**■ 実績主義で行なっている（予定）** ・実績ベースの管理が浸透しており、事務的には容易であり負担が減った。 ・予測主義だと恣意性が入り、判断が必要となるため難しい。 **■ 予測主義で行なっている(予定)** ・現場が多く原価管理が大変で、ある程度予測主義的な事が認められると助かる。選択肢として中間調整勘定の使用が考えられる。 ・各期の操業度の差が大きいため、原価計算において予測的要素の強いものを簡便的に処理していく予定である。	**■ 実績主義が望ましい** ・中間財務諸表が実績主義であること、ルールが二つあるより一つの方が良い。予測主義であると、会社の企業の恣意性が働く可能性があり、また会社毎にポリシーが異なるためユーザーサイドでの比較が困難になる。 **■ どちらでも良い（その他）** ・統一されているのであれば、どちらでも構わない。同業者比較という観点から、同じ産業は同じやり方にしてもらいたい。 ・実績主義は売上とそれに対応するコストの認識がずれている状態であるので違和感があるが、予測数値をどのように算出するかも定まっていないため、どちらがいいとは言い難い。	**■ 実績主義が望ましい** ・恣意性を少なくしようとして中間財務諸表作成基準を見直したことを踏まえると実績主義が良い。 ・既に中間でも実績主義が定着している。 ・予測となるとその範囲等が問題となるし、実績と予測の二つの基準が存在すると実務上難しい。
７． 季節変動への対応	■ 定性的情報等の説明を加えることによりカバーする ■ 前年同期比較の数値を積み重ねることで対処する ■ 予測主義での対応を検討する ■ 未定である ■ 大きな季節変動性がない	**■ 定性的情報等が必要** ・その業種ごとの「癖」を定性的に開示して欲しい。前年同期比較だけではミスリーディングする可能性があるので、複数年の定量的なものもあればより望ましい。 **■ 対前年同期比較の数値のみで可能** ・情報が蓄積されていくという前提で、前年同期の数値が比較情報としてあれば、業種特有の季節変動サイクルもわかるため、実績主義で処理されていれば、特別な手当ては必要ない。ただし、変動が激しい場合には、定性的な情報で説明すべき。 **■ その他** ・数年間のサイクルで業績変動があるため、前年同期の分析が役に立たない場合がある。	・米国基準を参考とするものが多々あるのではないか。 ・季節変動性のある業種については、適切な注記を記載すればよいと考える。 ・米国基準での開示方法の１つとして盛り込まれている、四半期から遡っての１年間を算出するのは、特に決算整理が入る科目については無理であろう。

審議資料

この資料は審議に使用する目的で作成したものであり、審議の結論を反映したものではありません

項目	作成者	利用者	監査人
8． 会計方針・注記	■ 開示する ・方針は未定であるが、商法レベルぐらいは行なう予定である。 ■ 変更した場合等では開示する ・変更した場合や新しい基準を採用した場合などや、大きな影響があれば記載するが、タイムリーな開示を重視すべきで、人的労力からも必要最低限のものだけとすべき。 ■ 開示しない ・あくまで、簡便的情報を早く出すということである。迅速性及び経理部門の負担の軽減を勘案している。特に不要と考えている。現段階のところ検討していない。	■ 開示すべき ・人件費の取り扱い（賞与）や税金、除却・修繕のような会社の意思が入りやすい項目の開示は必須である。 ・採用する会計方針の違いが大きい業界については、変更していない場合であっても開示すべき。 ・会計方針の変更があるのかないのか誤解を避けるためには、会計方針の記載があった方が良い。 ■ 変更した場合等では開示すべき ・中間の方針等と異なる処理を行なっている場合のみ、簡便処理適用の旨の記載をするということで良い。 ・会計方針があまり詳しくても、情報価値はそれほど高くない。	■ 変更した場合等では開示すべき ・会計方針は、中間を基準として、何らかの差や特有な処理をしたことを記載する程度でよいのではないか。 ・注記はある程度絞らないと難しい。附属明細表も不要。 ・中間財務諸表の注記よりも著しく劣ると問題であるが、企業の負担とのバランスを図る必要がある。
9． 簡便処理	・中間財務諸表作成基準と同じであると相当の負担がかかる。 ・決算調整を中間、期末と同レベルに行なうと、時間もコストもかかる。 ・連結子会社は、損益に与える重要性が少ない場合には、各社の判断で簡便法を認めている。	・費用項目の簡便的な処理は、中間レベルが望ましい。 ・業種、業態にもよるが、全体に対する損益への影響が少なければ、発表のスピードが速まるほうが良い。正確性を求めすぎて開示時期が延びてしまう方が問題。 ・最低限のレベルが定められ、いかなる簡便処理を行なっているのか開示してもらえれば良い。	・中間財務諸表をもう少し緩やかにしたものとし、中間で認められているものは無条件で認められるべき。 ・想定されるものは、減価償却費、法人税、税効果、引当金の他、重要性のない子会社・関連会社への対応等であろう。
（簡便処理の例）	未収・未払…重要性が乏しいものは現金主義的に処理 たな卸資産の評価…実地たな卸の省略等 法人税額…見積実効税率を用いて算出 減価償却費…予算上の数値で計上を認める 貸倒引当金…一般債権については、前年または中間の実績率を用いて算出 退職給付引当金（簡便法）…中間にて認められている要支給額での計上 原価差異の調整…四半期ではイレギュラーのものが出る可能性があり配賦しない。 有価証券の減損…時価のないものは基本的に行わない。 未実現利益の消去…たな卸資産は省略。前年度実績等で簡便的に算出。	法人税額…簡便法はやむを得ない。 減価償却費…年間ベースの金額から鑑みて、大きく乖離しなければ特に問題としない。 有価証券の減損…評価損の認識の差で半期の情報と異なるのは問題がある。	法人税額…繰延税金資産の回収可能性の判断を求めるのは無理であろう。 減価償却費…年間の発生見込みの 1/4 を用いるかどうかは、会社の会計システムの違いによるところが大きい。 有価証券の減損等…第一四半期での減損の実施は、株主総会や、修正後発事象の問題が生じるため難しい。

審議資料

この資料は審議に使用する目的で作成したものであり、審議の結論を反映したものではありません

項目	作成者	利用者	監査人
１０． 第３四半期の開示 〔3 ヶ月/9 ヶ月累計〕	**■ 3ヶ月を開示** ・3 ヶ月単位で事業の動向を見ており、受注の管理単位としても適切である。 **■ 9ヶ月累計を開示** ・3ヶ月の情報を出して欲しいというニーズは聞かない。 ・年度の一部で、年間の進捗状況をみるものである。 ・変動が大きい場合、より大括りの情報が有用である。 **■ 両方を開示** ・どちらかに一本化する決め手がない。 **■ 未定** ・最終的に使われるニーズ次第である。 **■ その他** ・両方の開示については、数字はすぐ出るであろうが、分析、説明が 2 倍となるため大変である。	**■ 3ヶ月を使用** ・累計であれば業績の変化点を瞬時に判断できない。定性的な情報も 3 ヶ月での説明が欲しい。 ・アメリカでも 3 ヶ月単位での開示があるので、比較するには同等のものが必要。 **■ 9ヶ月累計を使用** ・フロー情報として、通年の経過を見る情報、業績見通しの進捗度管理的に利用している。 **■ 両方を使用** ・直近 3 ヶ月がまず必要であり、進捗率を見るのであれば累計も必要。	・多くの会社では、3,6,9,12 と決算値を累計させていくシステム設計となっているため、各期間（3 ヶ月単位）を抜き出すのは難しいと思われる。 ・3 ヶ月毎を開示するかどうかはマネジメントの考え方次第である。
１１． 中間財務諸表の取り扱い 〔中間/第 2 四半期〕	**■ 現状どおりとすべき** ・中間、年度は従来どおりに行い、第 1､3 四半期は速報性のある簡便的な情報を開示するのが良い。中間配当、監査の件もあり扱いが異なる。 **■ 第 2 四半期とすべき** ・制度開示となれば、中間だけを特別にする必要はない。 ・1 年に 3 本の制度があるのは大変である。 ・開示のレベルは中間より下げることを前提とする。 ・四半期で注記を求められると困る。 **■ どちらでも良い** ・連結はどちらでも良い。単体は、中間決算、配当の件もあるので、商法上の取り扱いを考慮して当面このまま残るのでは。 **■ その他** ・税（中間申告）と深く関係するので、慎重に取扱って欲しい。	**■ 現状どおりとすべき** ・四半期開示が導入されていまよりも中間の精度と情報量を下げられてしまうと困る。 ・四半期は中間と本決算を埋めるものという感じである。 ・本決算・中間、四半期という多層のグレードとなることは、ユーザーサイドとしてはあまり問題視していない。 **■ 第 2 四半期でも構わない** ・今後の方向性にもよるが、中間を第 2 四半期として、第 1～3 として合わせる形で情報内容を落としても構わない。	

禁複製